

災害時における相談業務に関する協定

長野県（以下「甲」という。）と長野県災害支援活動士業連絡会の各会員（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第3条 乙は、前条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し被災者相談業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の被災者相談業務を実施する場合に、関係団体等と連携して業務を行う必要がある場合には、甲と関係団体等との調整を行ったうえで業務を行うものとする。

（相談者の負担）

第4条 前条第1項の被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第6条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換を行うなど、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第7条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成28年3月30日から平成29年3月29日までとする。ただし、期間の満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年(2016年)3月30日

甲 長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県

長野県知事 阿部 守一(自署) 印

乙 長野市妻科432番地

長野県弁護士会

会長 高橋 聖明(自署) 印

乙 長野市妻科399番地

長野県司法書士会

会長 室賀 真喜男(自署) 印

乙 松本市大字島立926番地2

関東信越税理士会長野県支部連合会

会長 風間 孝三(自署) 印

乙 長野市妻科399番地2

長野県土地家屋調査士会

会長 松本 誠吾(自署) 印



災害時における連携協力に関する協定

全国市長会（以下「甲」という。）と日本弁護士連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、日本国内において災害が発生した場合において、被災地域の市及び特別区（以下「被災市等」という。）並びに被災地域に存する弁護士会及び弁護士会連合会（以下「被災地弁護士会等」という。）が協調して、被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地の円滑な復旧復興を実現するために、甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談（無料相談を含む。）
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

2 日本国内において大規模災害が発生した場合、甲及び乙は、可及的速やかに、被災市等と被災地弁護士会等が協議の上、被災者が災害発生直後の初動期間に前項第(1)号の相談を無料で受ける機会を実現できるように、互いに連携協力する。

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

（被災市等及び被災地弁護士会等との協議）

第4条 甲及び乙は、第2条に定める連携協力を実施するに当たり、前条に定める連絡責任者を通じて、それぞれ被災市等及び被災地弁護士会等と協議を行うものとする。なお、被災市等及び被災地弁護士会等の間に

合意等が存在する場合には、当該合意等が本協定に優先するものとし、甲及び乙は、当該合意等を尊重するものとする。

(事前準備等)

第5条 甲及び乙は、本協定が想定する事態に備え、常時情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努め、連携協力するものとする。

(期間)

第6条 本協定は、本協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって本協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第7条 本協定に関し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年12月17日

甲 東京都千代田区平河町二丁目4番2号
全国都市会館4階

全国市長会

会長

長谷秀清



乙 東京都千代田区霞が関一丁目1番3号

日本弁護士連合会

会長

菊地裕太郎

